

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第九条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の九第二号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税_____を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第十条 納税者又は特別徴収義務者は、第三十二条、第三十八条、第三十九条若しくは第四十二条（第五十四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十三条の四第一項（第四十三条の五第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十四条第一項（法第三百二十一条の八第三十四項及び第三十五項の申告書に係る部分を除く。）、第五十三条、第七十六条_____、第七十七条第二項及び第三項、第二百一十一条第一項若しくは第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十八条、第四百一条第一項、第五百十三条第三項又は第七十条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。_____ 第一号、第二号及び第五号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年十四・六パーセン</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第九条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の九第二号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第十条 納税者又は特別徴収義務者は、第三十二条、第三十八条、第三十九条若しくは第四十二条（第五十四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十三条の四第一項（第四十三条の五第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十四条第一項（法第三百二十一条の八第三十四項及び第三十五項の申告書に係る部分を除く。）、第五十三条、第七十六条、<u>第五十条の五第一項</u>、第七十七条第二項及び第三項、第二百一十一条第一項若しくは第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十八条、第四百一条第一項、第五百十三条第三項又は第七十条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下<u>第一号</u>、第二号及び第五号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年十四・六パーセン</p>

改正後	改正前
<p>ト（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第一号から第四号までに掲げる期間並びに第五号及び第六号に定める日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 _____ 第二百一十一条第一項若しくは第二項の申告書又は第四百四十条第一項の申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間</p> <p>三 _____ 第二百一十一条第一項若しくは第二項の申告書又は第四百四十条第一項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間</p> <p>四から六まで 〔略〕 （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p><u>第百三条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>2 軽自動車等の所有者が法第四百四十五条第一項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用</u></p>	<p>ト（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第一号から第四号までに掲げる期間並びに第五号及び第六号に定める日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 <u>第百五条の五第一項の申告書、</u>第二百一十一条第一項若しくは第二項の申告書又は第四百四十条第一項の申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間</p> <p>三 <u>第百五条の五第一項の申告書、</u>第二百一十一条第一項若しくは第二項の申告書又は第四百四十条第一項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間</p> <p>四から六まで 〔略〕 （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p><u>第百三条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第四百四十三条第二項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3 軽自動車等の所有者が法第四百四十五条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、その使用者に</u></p>

改正後	改正前
<p>者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第三百条の二 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>_____課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第三百条の二 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第四百四十四条第三項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p> <p>第百五条 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。ただし、第二号の軽自動車等にあつては市長の承認を受けたものに限る。</p> <p>一及び二 [略]</p>	<p><u>の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p>第百五条 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。ただし、第二号の軽自動車等にあつては市長の承認を受けたものに限る。</p> <p>一及び二 [略]</p> <p>(<u>環境性能割の課税標準</u>)</p> <p>第百五条の二 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第十五条の十に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p>(<u>環境性能割の税率</u>)</p> <p>第百五条の三 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 <u>法第四百五十一条第一項（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 百分の一</u></p> <p>二 <u>法第四百五十一条第二項（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 百分の二</u></p> <p>三 <u>法第四百五十一条第三項の規定の適用を受けるもの 百分の三</u></p> <p>(<u>環境性能割の徴収の方法</u>)</p> <p>第百五条の四 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p>(<u>環境性能割の申告納付</u>)</p> <p>第百五条の五 <u>環境性能割の納税義務者は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる三輪</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第百六条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、一台につ</p>	<p><u>以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p>第百五条の六 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の減免）</u></p> <p>第百五条の七 <u>市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第百十二条第一項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第百六条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、一台につ</p>

改正後	改正前
<p>いて、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第七十条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、四月一日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、五月十六日から同月三十一日までとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第七十一条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第七十二条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から十五日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の四様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の五様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その理由が生じた日から十五日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の四様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の五様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、</p>	<p>いて、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第七十条 <u>種別割</u>の賦課期日は、四月一日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、五月十六日から同月三十一日までとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第七十一条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第七十二条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から十五日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の四の二様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の五様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その理由が生じた日から十五日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の四の二様式</u>による申告書並びに<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第三十三号の五様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただ</p>

改正後	改正前
<p>次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から三十日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第三十三号の四様式 による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第三十四号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第一百十条 [略]</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第一百十一条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>一から四まで [略]</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>一から八まで [略]</p> <p>3 第一項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p>	<p>し、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から三十日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第三十三号の四の二様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第三十四号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(種別割 に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第一百十条 [略]</p> <p>(種別割 の減免)</p> <p>第一百十一条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>一から四まで [略]</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>一から八まで [略]</p> <p>3 第一項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する<u>種別割</u>の減免)</p>

改正後	改正前
<p>第一百十二条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるもの（第三項に規定するものを除く。）に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>一から四まで [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、身体障害者又は重度身体障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けた軽自動車等で、専ら当該障害者の利用に供するものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>4 第一項又は前項の規定により<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>	<p>第一百十二条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるもの（第三項に規定するものを除く。）に対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>一から四まで [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、身体障害者又は重度身体障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けた軽自動車等で、専ら当該障害者の利用に供するものに対しては、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>4 第一項又は前項の規定により<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>
<p>第一百十三条 [略]</p> <p>2 法第四百四十五条又は<u>第一百三条第二項ただし書</u>、<u>第一百四条</u>若しくは<u>第一百五条第二号</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から十五日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第四百四十五条又は<u>第一百三条第二項ただし書</u>、<u>第一百四条</u>若しくは<u>第一百五条第二号</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動</p>	<p>第一百十三条 [略]</p> <p>2 法第四百四十五条又は<u>第一百三条第三項ただし書</u>、<u>第一百四条</u>若しくは<u>第一百五条第二号</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から十五日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第四百四十五条又は<u>第一百三条第三項ただし書</u>、<u>第一百四条</u>若しくは<u>第一百五条第二号</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動</p>

改正後	改正前
<p>機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3から5まで 〔略〕</p> <p>6 第二項の標識及び第三項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から十五日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7及び8 〔略〕</p> <p>附 則</p>	<p>機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3から5まで 〔略〕</p> <p>6 第二項の標識及び第三項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割 が課されることとなったときは、その理由が発生した日から十五日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7及び8 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p><u>第三十二条の二 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第二節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第四百四十六条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 知事は、当分の間、第一項の規定により</p>

改正後	改正前
	<p><u>賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第三十二条の四の規定により読み替えられた第二百五条の五第一項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを理由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p> <p><u>第三十二条の三 市長は、当分の間、第二百五条の七の規定にかかわらず、知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特</u></p>

改正後	改正前									
<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第三十三条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定</u>（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第百六条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる</p>	<p>例)</p> <p>第三十二条の四 <u>第五十五条の五の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「知事」とする。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付</u>)</p> <p>第三十二条の五 <u>市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>)</p> <p>第三十二条の六 <u>営業用の三輪以上の軽自動車に対する第五十五条の三の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="810 1146 1353 1294"> <tr> <td>第一号</td> <td>百分の一</td> <td>百分の〇・五</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>百分の二</td> <td>百分の一</td> </tr> <tr> <td>第三号</td> <td>百分の三</td> <td>百分の二</td> </tr> </table> <p>2 <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第五十五条の三（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同条中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の種別割の税率の特例</u>)</p> <p>第三十三条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>法第四百四十四条第三項に規定する_____車両番号の指定</u>（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第百六条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる</p>	第一号	百分の一	百分の〇・五	第二号	百分の二	百分の一	第三号	百分の三	百分の二
第一号	百分の一	百分の〇・五								
第二号	百分の二	百分の一								
第三号	百分の三	百分の二								

改正後	改正前
<p>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____ に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____ に限り、同条第二号イ（2）中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ（3）（i）中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。</p> <p>4 法附則第三十条第四項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和七年三月</p>	<p>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 <u>の種別割</u> に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 <u>の種別割</u> に限り、同条第二号イ（2）中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ（3）（i）中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。</p> <p>4 法附則第三十条第四項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和七年三月</p>

改正後	改正前
<p>三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、同条第二号イ（２）中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ（３）（i）中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。</p> <p>（軽自動車税_____の賦課徴収の特例）</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第七十七条第二項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを理由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第九十九条及び第一百条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、同条第二号イ（２）中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ（３）（i）中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。</p> <p>（軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収の特例）</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額について不足額があることを第七十七条第二項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを理由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税<u>の種別割</u>に関する規定（第九十九条及び第一百条の規定を除く。）を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

附則第三条関係

青森市市税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年青森市条例第十九号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第一条から第五条まで [略]</p> <p>第六条 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る青森市市税条例第百六条及び附則第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="272 1122 767 1632" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>[略]</p> </div>	<p>附 則</p> <p>第一条から第五条まで [略]</p> <p>第六条 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る青森市市税条例第百六条及び附則第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="844 1122 1339 1632" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>[略]</p> </div>

附則第四条関係

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第二条 手数料は、別表に定める事務の種類、手数料の名称及び金額についてこれを徴収する。ただし、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七条の二第一項の規定による軽自動車税 _____ に係る納税に関する証明については、手数料を徴収しない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第二条 手数料は、別表に定める事務の種類、手数料の名称及び金額についてこれを徴収する。ただし、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七条の二第一項の規定による軽自動車税種別割に係る納税に関する証明については、手数料を徴収しない。</p> <p>2 〔略〕</p>